

媒介業者の方々へ

1. 媒介契約について

当社は平成 29 年 1 月 20 日に（一社）大阪府宅地建物取引業協会と「大阪外環状鉄道株式会社所有不動産（土地）売却の媒介に関する協定書」を締結し、（一社）不動産流通経営協会の傘下の媒介業者の方々と当社で締結する「大阪外環状鉄道株式会社所有不動産売却の媒介に関する契約書」（以下、「媒介契約書」という。）の様式を取り決めています。

従って、この媒介契約書について個別に文言等変更することができません。

当社に顧客からの入札参加申込書を提出される以前に、媒介契約書 2 部を宅地建物取引業者免許証（写）と共に当社に直接持参又は書留郵便により送付してください。

2 枚で印刷（片面印刷）した場合は、必ず割印を押してください。

2. 入札参加申込書の提出について

顧客からの入札参加申込書を当社に提出される時は、申込日以前の 3 か月以内に発行された顧客の

① 印鑑証明書 1 通

② 法人登記簿全部事項証明書（法人の場合に必要です） 1 通

及び、誓約書も併せて提出してください。（売却案内書 P. 4 参照）

申込書類は、必ず申込受付期間内に当社に届けてください。

どうぞよろしくお願いいたします。

大阪外環状鉄道株式会社

調 整 部